

二、九聯本部報告補充

今七

伊藤卯四郎

イ、人夫名義の臨時工使用反動、工場法の脱法、違法工場摘發は大會決議になつてゐたが、その後も縣警察部、工場課へ公私兩面より臨時工酷使、工場法の脱法違法の事實を舉げて折衝談判したる所、縣會直前に大阪朝日新聞九州版に於てかかる非法工場に嚴重警告し之に應ぜざれば斷乎たる處分をする旨を聲明してあつたので、縣會中更に警察部長に質問し右記事は縣警察部の方針なることを言明させ非法工場主に恐怖的反省に強力な効果を舉げてゐる。

ロ、昨秋、労働經濟社巡回座談會を日本石炭坑夫組合主催で開催し、その内容が「坑夫の實際生活を語る座談會」として「勞經」誌上に發表され筑豊炭田の酷

使、逆待、脱法、違法殆ど治外法權的暴狀が天下に曝露されるや検事局、縣特高課は之が徹底的取締りを聲明し、その新聞記事が餘りにも彈壓的に響かれたので筑豊の暴力炭坑主（主として小炭山）の組織する互助會系坑主の恐怖時代を現出し、曾つてなき程強力に檢察當局の活動を促した。

キ、労働者募集取締令徹底化も坑夫組合より提案され大會決議となつてゐたが、これの積弊は獨り炭坑労働者のみではなく、陸上労働者とも海上労働者ともつかぬ弊船夫に於ても甚だ困苦してゐるところで、日本労働組合會議九州地方協議會大會へも連續二年提案議決されてゐるところであるので縣會本會議並兼算委員會に於ては特に知事の出席を求め、有料職業